

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに別表第2及び別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年12月28日佐倉市規則第46号） 第3条関係

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、<u>次の各号に掲げる規則の規定による予防接種の費用に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u></p> <p>(1) <u>佐倉市任意予防接種費用助成事業実施規則（平成31年佐倉市規則第28号）</u></p> <p>(2) <u>佐倉市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意予防接種費用助成事業実施規則（令和4年佐倉市規則第34号）</u></p> <p>(3) <u>佐倉市造血細胞移植等後定期予防接種再接種費用助成事業実施規則（令和5年佐倉市規則第37号）</u></p> | <p>第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、<u>予防接種法（昭和23年法律第68号）によらない予防接種（おたふくかぜ及び風しんに係るものに限る。）の費用に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u></p> |
| <p>第10条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、<u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務（同法第2条第3項に係る部分に限る。）とし、同表の3の項の規則で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその程度に関する情報とする。</u></p> | <p>第10条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、<u>予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務（同法第2条第3項に係る部分に限る。）とし、同表の3の項の規則で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその程度に関する情報とする。</u></p> |

附 則（令和×年×月×日佐倉市規則第×号）
この規則は、公布の日から施行する。